

佐藤浩雄議員

◆**佐藤浩雄**委員 それでは最初に、平成21年度当初予算に盛り込まれている経済活性化財政制度研究費の研究課題について伺います。平成21年度当初予算を審議させていただきましたが、総務文教分野で経済活性化財政制度研究費の予算200万円が計上されておまして、具体的なメンバーや研究課題について伺いました。財政課長の説明では、庁外のメンバーを予定しているということですが、まだ具体化していないと。研究課題は、経済活性化のために追加経済対策は必要であるが、わが県として、どのような追加経済対策を調製すべきかを研究していただくというように御答弁いただきました。簡単に言えば、わが県の景気対策と財源について検討することだと思っております。第2次連合委員会でも申し上げましたが、国の平成21年度当初予算は88兆円で対前年度比6.6パーセント増、一方、地方財政計画は82兆円で対前年度比マイナス1パーセントです。このような大きなギャップがありまして、緊急を要する経済対策からすれば完全に用をなさない。オーバーキルの状態だということ。この点についてはお互いの認識が一致したと思っております。そういった点を打開するためには、緊急の経済対策というか、金融対策、雇用対策が必要なわけであって、それに伴う対策が必要であると思っております。ところが、経済活性化財政制度研究費、財源活性化のための財政制度の研究ですか、その研究課題が、わが県の需要ギャップだけを埋めるための有効な経済対策、あるいは、その財源に限るということでは極めて不十分だと私は思うのです。庁外の学者などを採用するのであれば、現在、真の地方分権時代ですし、それにふさわしい地方財政制度を含む根本的な国の税財政、税財源の在り方、財政制度の在り方も研究課題として取り組む必要があるのではないかと感じました。その点について知事のお考えをお伺いしたいと思います。

泉田県知事

◎知事 まず今、何をやらなければいけないのかという点につきましては、委員御指摘のとおり、地方財政計画という形でギャップがかけられている部分、これをどういうふうクリアして、新潟県の経済社会の環境に対して、少しでも県民の皆さんの暮らしが楽になるように、どうしたらいいのかということを考えなければいけない。やはり、ここがいちばん最初に取り組まなければいけない課題だと思っております。したがって、まず、秋には追加経済対策を実施するのだと。そのための有効需要創出ということで、財政政策、金融政策のための研究をしたいと思っております。加えて、御指摘の国や地方の税財政の在り方について、本県からも地方分権を推進する観点から、国直轄事業負担金の見直しなど、さまざまな提言をしているところであります。緊急対応とは別に、こういった地方財政の在り方研究も実施したいと考えております。

佐藤浩雄議員

◆**佐藤浩雄**委員 そういうことであればよかったです。12パーセントとか、17パーセントといったGDPのマイナスが政府から発表されています。緊急対策として、金融のセーフティーネット、あるいは雇用対策をやるというのは緊急の課題だと思っております。それに加えて、将来展望のある経済政策、どの分野をどのようにさせていくかということと、わが県の経済政策、あるいは緊急対策と一致することは大事だと思っております。ただ私がいちばん心配しているのは、これも前に指摘いたしましたけれども、10年間にわたって地方財政計画の金額が8兆円も減っています。地方の歳出も8兆円ぐらい減っているし、三位一体改革の中で減ってしまっていて、平成21年度地方財政計画では法定五税分が18.2パーセントも減っていて、目を覆いたくなるような惨状です。これに約5兆1,000億円の臨時財政対策債。この地方負担分として、2億6,000万円の地方債を発行しても、これをまた地方交付税で後年度の基準財政需要額に算入すると言っているわけです。だとすれば、また地方交付税に大きな負担がかかって、結局は地方歳出が抑制されていくということは変わらない基調だと思っております。こういったことが結果的には、夕張市のあのようになってしまうのです。常任委員会の視察で夕張市も見えてきたのですが、歌志内市を見えました。驚きました。給食サービスはカットする、職員削減だとか給料削減、議員の削減、議員の歳費削減、老人センターの休止だとか生活センターの廃止、お祭りの廃止と。あるいは学校給食の統合、学校統合、ありとあらゆるものが出ていて、よくここに住んでいられるなと思うぐらいでした。聞いたところ、5年間で12パーセントも人口が減っていました。みんな逃げ出している。わが県の市町村にしても、例えば南魚沼市だとか胎内市だとか、数字を見ると、極めて財政的に厳しい状況になっている所がいっぱいあります。そういう状況を考える

と、やはり絶対に守っていかなければならないと思うのです。やはり地方交付税制度を抜本的に変えていくということ、道州制の検討と併せて、しっかりと私たちの方から検討しなければならないと思うのです。だから中央政府に残すものとしては、中央銀行の機能とか、為替管理機能とか、あるいは防衛や外交機能程度を残して、すべての経済機能、税財源の充実確保といったものを抜本的に変える時期に来ていると私は思うのです。そういう意味では、知事とも意見が一致しています。道州制が提案されたということは、対等の責任が与えられたと認識しています。そういうことで、抜本的な税財政改革、あるいは国も含めた財政制度の在り方も研究をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に移らせていただきます。偶然なのですが、青木委員も朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故について質問されましたが、私もお願いしたいと思います。私と青木委員は全く違う角度なのですが、2月24日に名古屋地方裁判所が、姉齒元1級建築士による耐震強度偽装事件で、建て直しを余儀なくされたセンターワンホテル半田の経営主が、建築確認をした県などに5億1,500万円の損害賠償請求を求めた裁判の判決を出しました。この判決では、愛知県、開業指導したコンサルタント会社に5,700万円の支払いを命じました。この判決は、一連の耐震強度偽装事件をめぐる最初の判決ということで、建築確認をした行政の責任を認めた初の判決として、今後の同種の裁判に強い影響を与えそうだということで、非常に大きな注目を浴びています。そこで、わが県の朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故を見ますと、知事も先ほど言われたように、雨も風も上に人もいない、そういうような状況の中で自重に耐えきれず落下したものです。幸い人や路上の自動車に被害が出なかったということで幸いだったのですけれども、建築した県の責任は極めて重大だと私は思うのです。私と青木委員の二人で何回も取り上げてきましたが、当時の平山前知事と港湾空港局長は、私の構造計算書があるのかないのかという単純な質問に対して、朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故調査委員会に迷惑がかかるから構造計算書の有無については答えられないとか、構造計算書に誤りがあったので修正させていたら、また誤りがあったら最初の構造計算書がなくなったとか言っていました。最後は、構造計算書がないまま計画通知したことはまことに遺憾だと、構造計算書がないということを経済的に認めました。朱鷺メッセ連絡デッキの建設は、県が発注者でもあり、許可権者でもあり、建設の責任者でもあるという重大な位置にあります。しかも構造計算書の専門家がたくさんいるのに配置していないのです。県が新潟市に計画通知したということは、計画通知制度の盲点を悪用したとしか考えられない事件だったわけです。知事は就任前のことですから、詳細に分からないかもしれませんが、構造計算書なしで着工したということに対して行政処分はもちろん出ていますけれども、今回、名古屋地方裁判所で行政責任を明確にしたわけですから、改めて、この点を明確にしてほしいと思うのです。県が業者を訴えて朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故の裁判は継続中ですが、構造計算書なしで計画通知をし、着工した県は、簡単に言えば加害者みたいなものです。加害者が設計図どおり設計、建設した被害者を訴えている裁判、非常に不思議な感じがします。県民がこの事件を忘れて重大な責任をごまかすために時間稼ぎをやっているのではないかとと思われるような裁判です。先ほど青木委員が言ったとおり、すでに5年が経過しているのに、原告、被告の主張、論点の整理がつかない状況だと新聞や雑誌に出ています。どうしてそんなことが起きるのか私は不思議でなりません。今回の名古屋地方裁判所の判決から導かれる常識的な判断とすれば、もはや県の重大な責任は逃れられないと思うのです。加害者が被害者を訴えているようなものですから、すぐに裁判はやめて、業者だって県民なのですから、きちんと話し合っただけで正常化すべきではないかと思うのですが、知事はどうお考えですか。

泉田県知事

◎知事 御指摘の名古屋地方裁判所の判決ですが、これは建築確認を行った行政庁の責任を判示したものであります。設計・施工者を免責、責任を解除したという判決ではありません。したがって、今後とも裁判を通じて、県の主張の正当性と設計・施工した相手側の責任は明らかにしてまいりたいと思います。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 先ほども聞きました。ただ、設計・施工業者もいますけれども、それを計画通知したのは県です。構造計算書を確認してから新潟市に計画通知するわけですが、構造計算書がないではないですか。それをチェックする職員も配置していないではないですか。これで何をやるかというのですか。そんなものは最初から何もやらないということです。構造計算書や設計図を作成した業者にも問題はありますか。それはそれで追究していただきたいと思います。設計図を渡された

業者にすれば、そのとおり造ったわけです。そうしたら、雨も雪も風もないときに自然に落ちたわけで、神様がいてしか考えられない事件です。業者も、まさか落ちるなんてことは考えられなかったでしょうけれども、神様がいて落としたわけです。だとすれば、構造計算書をきちんともらって、チェックをして、確認して、安全チェックをしたうえで計画通知をすべきという県の役割は全く果たされていないではないですか。行政処分はしたかもしれないけれども、相手を訴えるよりも、まず自らを正す方が先ではないですか。名古屋地方裁判所の件では、半分くらいの強度だったと、12階建てやいろいろなことで、難しい構造計算書であっても、行政はきちんと確認できたはずだと判断しているわけです。構造計算書がないのだから、いいも悪いも判断しようがないわけです。計画通知したのですから、それは明確に県の責任ですよ。その人が相手方を訴えているのですから不思議です。私にすれば、常識から外れていると思います。そういうことからすれば、私はこの裁判は取り下げるべきだと思うのですけれども、知事はどうですか。

泉田県知事

◎知事 今ほど申し上げましたとおり、名古屋地方裁判所の判決は、建築確認を行った行政庁の責任を判示しました。しかしながら、設計・施工者の責任を解除したものではありません。したがって、今後とも裁判を通じて県の主張の正当性と設計・施工した相手側の責任を明らかにしてまいりたいと思います。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄 委員 設計・施工者の責任を追及するのはけっこうですけれども、まずその前に身を正さねばならないでしょう。行政として建築確認をすること。しかも市町村よりも高いレベルの国、県の場合は、計画通知するときに構造計算書を添付しなくてもいいというのは建築基準法の盲点ですよ。私もこの事件が起きるまで全く知りませんでした。それを知っていた人がやったのです。そうでなければ、こういう事件は絶対に起きません。そういうことを計画的にやった。もし港湾空港局とか、現場事務所に構造計算書の専門家を配置していたら、その人は当然これはだめだと言うに決まっているものだから配置しなかったのでしょうか。そういう人事上の問題というものがたくさんあるじゃないですか。それを明確にしてください。それを明確にしたうえで、例えば構造計算書の問題や、設計・施工業者に問題があったら大いにやればいいのではないですか。わが身を正さないで、相手のことばかり批判したところで役に立たないと思います。そういう意味で、自らを律するためにも、やはり、ここは裁判を取り下げて、まず、きちんとわが身をきれいにすべきではないか。その点をはっきりさせたうえで、施工業者に問題があるのであれば、裁判でも何でもやればいいでしょう。それこそ他の残った所については和解をしたわけです。そういう方法もあるわけです。やはりわが身ということで、建築確認をした、計画通知をした主体としての県のチェックをして、初めて成り立つと思うので、その点について、もう一度伺います。

交通政策局長

◎交通政策局長 先ほど来、知事から御答弁申し上げておりますように、落下事故の直接の責任は、何も外的な要因がない中での落下事故でございますので、やはり設計・施工者の責任であろうと考えております。ただ、県といたしましても、工事発注者としての配慮が欠けていたこと、それから構造物の安全チェックの体制、手続きが十分ではなかったということにつきまして、平成16年2月と3月に関係職員の処分を行ったところであり、そういう意味では、しっかりと責任を明らかにしたと考えているところでございます。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄 委員 私は極めて不十分だと思います。ぜひ再点検をしてほしい。ここで押し問答をしても、ある意味しょうがないでしょうから、この問題は残しておきます。

もう一つは、2年間にわたって、構造計算書があるかないかという質問に対して、常に、はぐらかしていたのです。事故調査委員会に迷惑がかかるとか、あるいは最初の構造計算書が間違っていたとか、当初の構造計算書がどうだとか言って、2年間にわたって、あるともないとも答えないできました。そして最後は、構造計算書がないまま計画通知をしたという答弁になったわけです。私は、この県議会と執行部の関係、二元代表制の代表として、最初から聞いていることです。構造計算書はあったのですか、ないのですかと聞いているわけです。あるかないかぐらいのことですから、姉齒事件のように数

値をごまかしたり偽造したというようなことではないわけで、事故調査委員会で調査をしないと答えられないということではないわけです。それなのに2年間にわたって答えないでいる。こんなことをしていたら、議場でのやり取りが成り立たなくなるのではないか。お互いに二元代表制をしっかりと発展をさせていかなければならないのではないか。地方分権時代を迎えて、我々の責任をもう一度重く受け止めるべきです。なぜこうなったのか調査をして、関係者を処分しろという意味ではないのですが、この2年間の答弁は、二元代表制という前提条件を覆すような行為だと。私は、どうしてああいう答弁になったのか、はっきり調査をしたうえで、二度とそういうことを繰り返さないために、どうやったらいいか検討すべきだと思うのですが、知事はどうお考えですか。

泉田県知事

◎知事 事実認識に差があると思いますので、これは交通政策局長からお答えをいたします。

交通政策局長

◎交通政策局長 朱鷺メッセ連絡橋の構造計算書に係る県の答弁の経緯についてであります。構造計算書につきましては、当初は、事故調査委員会における事故原因の調査に支障を来すおそれがあるとして、非公開として答弁を控えておりました。その後、調査結果が明らかにされたことから、事実関係として構造計算書を確認せずに計画通知を行った旨の答弁をしたものであります。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 最初から構造計算書があるかないかという質問ですから、私はここで交通政策局長とディベートをやるようには思っていません。はぐらかすようなことはやめてほしいのです。たしか、落下事故によって、私たち県民の大切な財産が約9億円ぐらい失われたはずですが、知事は、この関係で最初に答弁したときに、裁判もビジネスだと、私としては忘れられない答弁をしているのです。そういう面からすれば、裁判については、いろいろな諸条件を考えて判断すべきときに来ていると私は思います。9億円の被害を出して、そして名古屋地方裁判所の判決も出て、構造計算書そのものがないままに計画通知をしたということをしっかり受け止めて、県民の利益を守っていく、県民の発展のために尽くすという二元代表制を発展させるためにも、何でこんな答弁を2年間もしなければならなかったのかを調査する必要があると思うのです。私は関係者を処分しろと言っているわけではないのです。二元代表制ということで、お互いの質問や答弁が真実に基づいて、やり取りできるようにしていただきたいと思うのですが、知事はどうですか。

交通政策局長

◎交通政策局長 先ほど来、答弁しておりますとおり、事故直後におきましては、飽くまでも事故調査委員会の差し障りになるということで、控えていたということでございます。決して、ないとも答弁しておりません。そういうことで、その後の事故調査委員会の結果が出た時点以降、平成16年の2月定例会以降だと思っておりますが、それ以降につきましては、明確にお答えしているという状況かと認識しております。

佐藤浩雄議員

◆佐藤浩雄委員 少しずつ記憶が戻ってきているのですけれども、構造計算に偽造があったとかということを聞いているのではなくて、あるかないかを聞いているのです。そういうふうに、はぐらかされるようでは困るということで、何度も質問しているのです。事故調査委員会には迷惑はかかりません。構造計算書はあるのですか、ないのですかと聞いているわけですから。今、交通政策局長が答弁していることと違います。あなたが今、答弁したようなことも私の方から聞いているのです。事故調査委員会に迷惑がかかるのかということで、かからないでしょうと。そういう中で、何回も何回もそういうことを、1年間に3回ぐらい聞いているわけですから、9回や10回は同じことを答弁したのです。もう一度、会議録を見てください。そういうことが繰り返されていていいのかということ。私とあなたが一緒になって会議録を見れば分かることです。そのやり取りの中には、質問すべきことではないとまで言ったではないですか。そこまで言ったわけです。質問すべきことではない、何を言っているのですかというようなことだってあったではないですか。そういう議員の質問権を侵すようなやり取りすらあったのです。そのことをしっかりと覚えていてください。今日はこれでやめますけれども、この点については、私はやめる気はありません。二元代表制をしっかりと発展させるために、この点については調査を要望してお

きたいと思います。

時間がなくなりましたが、平成 21 年度当初予算の中の事業規模と政策効果についてお伺いいたします。今回の予算には大変ご苦労されたと思います。例えば、先ほども議論された新潟版所得保障モデル事業ですとか、電気自動車普及計画推進費とかといったところに皆さんの苦労が見えますし、評価すべきものもたくさんあります。しかし、100 年に一度の恐慌を迎えているわけですので、これに対する緊急的な対策が必要だと思うのです。常任委員会でも聞いたのですが、例えば、障害者職場実習支援事業 144 万円とか、レジ袋削減県民運動推進事業 81 万円、耕作放棄地活用モデル事業 100 万円という事業がいっぱい並んでいるのです。私は必要ないということを行っているのではなくて、むしろ効果のあるものに選択と集中ということで、それこそ集中すべきではないかとお聞きしましたら、答弁は芽出し的な事業もたくさんありますという答弁でした。例えば、防災立県として、集中して県立高校の校舎を完全に耐震化するとか、あるいは電気自動車普及協議会なんかもできたようですが、電気自動車に集中する、また新エネルギーに集中するのなら、そこに集中するという選択があってもいいのではないか。その点では、どれだけの政策効果があるのか。芽出し的な事業ではタイムラグの問題もあるわけですし、この予算の効果について少し疑問を感じるわけです。知事はその点について、どのようにお考えなのか、お伺いします。

泉田県知事

◎知事 新年度当初予算案の事業規模と施策効果ということなのですが、新年度の予算案について、どのような構造でできているかと言いますと、政策プランの実現に向けまして、産業、医療、福祉等の各分野で重点的な施策に取り組むことといたしております。そして今、小粒だと言われて、そういうふうを受け取るのかと思いましたがけれども、施策の実施は、お金をまくことだけが政策ではないのです。いわゆるざる予算事業というものは何なのか、要は豆腐のにがりのように、今ある施策を有効に活用して最大限効果を発揮させるという施策もあるわけなのです。一つ例を申し上げます。中心市街地の活性化について、これは中心市街地活性化協議会設置等の支援事業で 100 万円を提示しておりますが、その関連予算を総合的に動かすために盛っているわけでありまして、合計で言うと、6億 7,300 万円の予算を動かすための施策費として計上しているわけです。この協議会等を設置することが政策目的であって、お金を配ることだけが政策だと思ったら、新潟県はよくできないと思うのです。そうではないのです。今、持っている能力、例えば県庁で言えば、調達能力というものを持っています。これらが発揮できるように、施策を横ぐしにつないでいくための予算を盛っているのが、今回の新年度予算ということです。県予算全体として、施策事業が相互に補完し合い、より効果が発揮できるよう、部局横断的な予算編成をしたと。そのための調整費が盛られているということでもあります。さらに申し上げますと、これは予算だけではありません。国の施策を変えていくということも県民の暮らしを改善していくために大変重要なことですし、条例をどういうふうに活用していくのか。それから情報公開をどういうふうに進めていくのか。施策効果を発現させるための知恵というものをどういうふうに使っていくのか。お金をまけばすべて解決するほど世の中は単純ではないということで、予算編成を行ったところでもあります。

総務文教委員長

○総務文教委員長 佐藤浩雄委員の質疑は終了いたしました。
これにて、連合委員会を閉会いたします。